

## 家庭系ごみ（第2期「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の策定について）

### 1 現状の取り組み

○H18年の家庭ごみ収集制度見直し以降も、適宜分別収集品目の拡大（小型電子機器、古着、水銀体温計等）や生ごみコンポスト講座の開催などに取り組み、市民1人一日あたりの家庭ごみ量は順調に減少（計画目標：470g以下、R1実績：468g）し、リサイクル率は30%超えを達成（R1実績：33.1%）

○特に、食品ロス削減対策については「残しま宣言」運動の開始（H27～）（以降、食品ロス量は減少傾向）、プラスチックごみ対策については「北九州市プラスチックスマート推進事業」（R1～）による総合的な施策を実施

○本市が毎年実施している市民意識調査では、調査項目「ごみの適正処理とリサイクル」について、平成5年度から1位または2位の評価を継続し、また、市民3,000人を対象に実施した行政評価に係る市民アンケート調査（R2.2）の結果によると、「ごみの減量やリサイクルなどの3Rの推進」について約8割が実行していると回答

○環境ミュージアム等の施設活用やエコライフステージの開催、北九州ESD協議会の取り組み、分別大事典やていたんプレスを活用した情報発信など、あらゆる世代への環境教育を推進

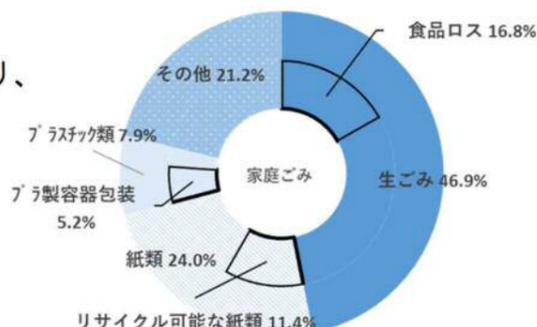
### 2 現在の課題

○年代により取り組みの度合いに差がある

- 行政評価に係る市民アンケート調査によると、「3Rの推進」や「地域でのまち美化清掃」などについて、30代～40代の関心は高いが、それに比べて20代の関心は低い傾向

○家庭系ごみ組成調査結果

- 家庭ごみの約半分を厨芥類（生ごみ）が占めており、紙類やプラスチック製容器包装など、リサイクルできるものもまだ含まれている
- 小物金属や小型電子機器など、「捨て方が分かりにくい」ものもあり、家庭ごみの中に捨てられている



R1 家庭ごみ組成調査結果

○国が検討している「プラスチック製品の一括回収」

- 現在仕組みが確立されている「プラスチック製容器包装」の分別収集の見直し  
⇒収集運搬・選別方法、指定袋、市民周知、関係者間の費用負担の割合など
- 市の費用負担が大幅に増加する可能性があり、その場合の費用対効果の検証

○感染症対策など、社会情勢の変化への対応

- 感染症拡大防止に伴う外出自粛やWEB会議を活用した在宅勤務等の普及による家庭ごみ量の増加や、衛生面へ配慮したプラスチック製容器包装の価値見直しに伴う使用・廃棄量の増加
- 加熱式たばこに代表される、リチウムイオン電池などの充電式電池を内蔵する製品の増加による火災事故のおそれの増加

### 3 今後の取り組み

（以下、○：次期計画策定にあたっての検討事項）

○市民に分かりやすい啓発、制度の検討

- 資源化物を分別する意義や適正な分別方法、リサイクル情報について、様々な媒体を活用して改めて分かりやすく周知するとともに、新たな分別品目拡充の際の市民負担の軽減化を検討する

○国の計画等を踏まえたプラスチックごみ対策

- 国の「プラスチック資源循環戦略」とも歩調を合わせたプラスチックスマート推進事業を継続し、「排出削減」、「リユース・リサイクル」、「徹底回収」、「率先垂範」、「国際貢献」等の観点から、本市の特性や強みを活かしたプラスチックごみ対策を展開していく

○新たなリサイクル品目（プラスチック製品）の検討

- 国の検討状況を注視しつつ、プラスチック製品のリサイクルに向けて検討する  
⇒国が検討している、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収を実施した場合の回収量、コスト、既存の選別施設の取扱い等、様々な分析を進める
- この他にも、リサイクル技術の確立やコストを含めた効率性などを勘案しつつ、必要に応じて新たな分別品目の拡充に向けた検討を進める

○国の計画等を踏まえた食品ロス削減対策

- 食品ロス削減推進法において、市町村は食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されたことも踏まえ、食品ロス削減推進基本方針の内容と本市の取組みの整合性を整理しつつ、食品ロスの更なる削減に向けた取り組みを推進していく

○環境教育の推進と情報提供の充実

- 更なる「市民環境力」の向上を目指すとともに、「幼児教育及び学校教育における環境教育」の考え方を明記し、あらゆる世代を対象とした既存の取り組みを継続していく

○IT、AI、IoTを活用した市民サービスの向上、ごみ処理の効率化

- インターネットやスマートフォンアプリを用いた情報発信の促進のほか、ITなどの技術を活用した市民サービスの向上、ごみ処理の効率化の手法を調査・研究していく

○新しい生活様式等への対応

- 外出自粛やテレワーク等の普及により増加するプラスチック製容器包装や、マスク等感染のおそれのあるものの適正処理、ポイ捨て防止（まち美化推進）
- 感染症の流行や災害時などの非常時においても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業を継続できる体制を構築
- リチウムイオン電池を使用する製品など危険ごみの捨て方の周知徹底及び分別収集方法の検討

# 事業系ごみ（第2期「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の策定について）

## 1 現状の取り組み

### ○事業所への啓発・指導の強化（H29～）

- ・事業系ごみ処理ガイドブックを作成し、事業者団体・組合等 100 団体に訪問して説明・配布
- ・事業所訪問（分別状況の確認等）の大幅強化  
（条例対象（大量排出）事業所：63 社/年→220 社/年 小規模事業所：275 社/年→890 社/年）

### ○事業系古紙回収拠点の仕組みづくり（H30～）

- ・古紙リサイクル事業者と連携し、各古紙業者を「事業系古紙の無料回収拠点」と位置付けて、リーフレットにまとめて PR することにより、事業系古紙の回収を促進する仕組みを整備  
⇒市内事業所 8,600 社へ配布したほか、事業所訪問時や工場でも配布

### ○自己搬入ごみ受付方法の見直し（H30～）

- ・受付票に排出者の情報や署名欄を追加（事前記入制）して、指導を強化  
⇒展開チェックと併せて、不適物搬入対策を実施

### ○工場の展開チェックの強化（H30～）

- ・工場への搬入前のごみを展開して不適物（産業廃棄物や市外のごみ等）の搬入を防ぐ  
チェックを強化（チェック台数：1,441 台/年 → 1,825 台/年）  
⇒3工場一斉チェックの回数を 6 回/年 → 15 回/年に



- ・これらの取り組みにより、近年、事業系ごみは減少傾向（H26：198 千トン⇒R1：181 千トン）
- ・事業系ごみ排出実態調査では、（回答事業所における）ごみの減量・リサイクルの取組みについて、「よくできている」「ある程度できている」と回答した割合が 80.2%（前回調査（H27）から+3%）であり、事業所の意識も高まっていることが分かった

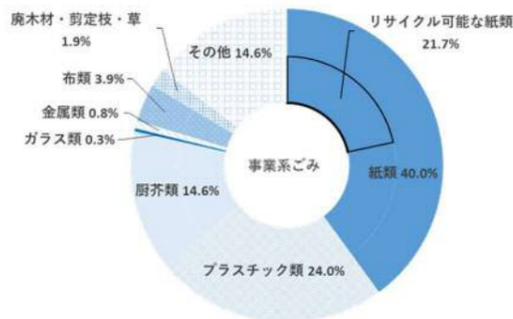
## 2 現在の課題

### ○焼却工場の受入のルール（事業系ごみの分別ルール）のさらなる周知が必要

- 事業系ごみ排出実態調査の結果、事業系ごみの収集のルールについては「知っている」との回答が 9 割以上であったが、一方で、焼却工場の受入のルールについては 19.6%が「知らなかった」と回答

### ○事業系ごみの資源化・減量化

- 雑がみや機密古紙、食品廃棄物など、**リサイクルが進んでいないものがある**
- 事業者の規模や業種により、分別・減量化の取り組み度合いに差がある
- 政令市及び近隣都市に比べ、**ごみ処理手数料（工場へ直接搬入する場合）が安価**であるため、市外のごみと思われるものや、リサイクル可能なものが混入しやすい状況となっている



R2 事業系ごみ組成調査結果

### ○工場への不適物搬入対策

- 搬入を禁止しているリサイクル可能な古紙や廃木材、産業廃棄物等の徹底した搬入対策が必要

## 3 今後の取り組み

（以下、○：次期計画策定にあたっての検討事項）

### ○事業者に分かりやすい啓発

- 事業系ごみの処理方法を再周知  
⇒事業系ごみ処理ガイドブックを改定するなど、適正な処理方法やリサイクルに関する情報について、様々な媒体を活用して改めて分かりやすく周知

### ○事業系ごみ処理の適正化・リサイクルへの誘導

- 事業所訪問によるきめ細かな説明  
⇒分別状況の確認・リサイクルへの誘導のほか、3R促進に向けた参考となる取組事例（プラスチックごみの排出削減に関する工夫など）等を紹介
- 事業所の規模・業種に応じた情報提供・支援
- 必要に応じて、適正なごみ処理手数料のあり方を検討

### ○徹底した工場への搬入不適物対策

- 展開チェックの更なる強化、搬入者や排出元への指導
- 悪質な搬入者への罰則制定等について検討

### ○リサイクルの受け皿の拡大の検討

- 食品廃棄物などのリサイクルの受け皿の拡大を検討

### ○国の計画等を踏まえた食品ロス削減対策

- 食品ロス削減推進法において、市町村は食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されたことも踏まえ、食品ロス削減推進基本方針の内容と本市の取組みの整合性を整理しつつ、食品ロスの更なる削減に向けた取り組みを推進していく

### ○IT、AI、IoTを活用した事業所向けサービスの向上、効率化

- 手続きの簡素化や効率化を図るため、廃棄物処理実績報告書の提出の電子化や、工場搬入車両ナンバーの読み取りによる搬入者情報の表示など技術の導入等を検討

### ○新しい生活様式等への対応

- 新しい生活様式に伴い増加する廃棄物（使い捨てプラスチック、医療系廃棄物等）の適正処理に関する周知徹底
- 感染症の流行や災害時などの非常時においても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業を継続できる体制を構築